

商工委員會議録第四十号

昭和三十年七月十二日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長代理理事 長谷川四郎君

理事首藤 新八君 理事山手 滿男君

理事内田 常雄君 理事前田 正男君

理事中崎 敏君

秋田 大助君 小笠 公昭君

菅野和太郎君 齋藤 憲三君

笹本 一雄君 中村庸一郎君

野田 武夫君 森山 欽司君

神田 博君 小平 久雄君

堀川 恭平君 加藤 清二君

片島 港君 櫻井 奎夫君

田中 武夫君 帆足 計君

八木 昇君 伊藤卯四郎君

菊地養之輔君 松平 忠久君

出席政府委員

通商産業 島村 一郎君

政務次官 岩武 照彦君

通商産業事務官 大堀 弘君

(大臣官房長) 吉岡千代三君

通商産業事務官 永山 時雄君

(輕工業局長) 記内 角一君

通商産業事務官 中山 小次郎君

中小企業局長 記内 角一君

委員外の出席者

通商産業事務官 宮川 清隆君

(通商局検査課長) 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

専門員 圓地與四松君

専門員 菅田清治郎君

七月十二日

委員多賀谷眞稔君及び永井勝次郎君

辭任につき、その補欠として佐々木

更三君及び片島港君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員佐々木更三君辭任につき、その

補欠として多賀谷眞稔君が議長の指

名で委員に選任された。

七月十一日

砂利採取法案(首藤新八君外六名提

出、衆法第四三三号)の審査を本委員

会に付託された。

本日の會議に付した案件

輸出入取引法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一三二一號)

纖維製品品質表示法案(内閣提出第

一三七號)

砂利採取法案(首藤新八君外六名提

出、衆法第四三三號)

輸出品取締法の一部を改正する法律

案(山手滿男君外七名提出、衆法第

四四四號)

○山手委員代理 此れより會議を開

きます。

昨十一日本委員會に付託せられまし

た砂利採取法案を議題となし、審議に

入ります。まず提出者よりその趣旨の

説明を求めます。首藤新八君。

砂利採取法案

砂利採取法

目次

第一章 總則(第一条・第二条)

第二章 砂利採取業(第三条・第十

三条)

第三章 砂利採取の許可等(第十

一条・第十二条)

第四章 雜則(第十三条・第十七

条)

第五章 罰則(第十八条・第二十

一条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、砂利の採取の

事業の健全な經營の基礎を確立す

るとともに、砂利の採取と河川の

保全等との調整を図り、もつて公

共の福祉の増進に寄与することを

目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「砂利採

取業」とは、販売の目的をもつて

砂利(砂及び玉石を含む。以下同

じ。)を採取する事業(国及び地方

公共団体が行うものを除く。)をい

い、「砂利採取業者」とは、砂利採

取業を行う者をいい、「河川等」と

は、砂利の採取又は採下が河川法

(明治二十九年法律第七十一号)そ

の他の法令(条例及び規則を含

む。)の規定に基づき行政庁の許可を

必要とする土地をいう。

第二章 砂利採取業

(公益の保持)

第三条 砂利採取業者は、砂利の採

取に當つては、土地の掘さく又は

砂利若しくは廢土のたい積により

河川等の保全に障害を与え、若し

くは公共の用に供する施設を破壊

し、又は他の事業の利益を損じな

いように努めなければならない。

(届出)

第四条 砂利採取業者(省令で定め

る業態のものを除く。以下この

条、第七条及び第八条において同

じ。)は、砂利の採取に着手(休止

後の再開を含む。)したときは、省

令で定める期間内に、その年月

日、採取場の位置、採取の方法そ

の他省令で定める事項を通商産業

局長に届け出なければならない。

2 砂利採取業者は、砂利の採取を

休止し、又は廃止したときは、省

令で定める期間内に、その旨を通

商産業局長に届け出なければならない。

(採取管理者)

第五条 砂利採取業者は、採取場こ

とに、採取管理者を選任しなければ

ならない。ただし、砂利採取業

者が自ら採取管理者となることを

妨げない。

第六条 採取管理者は、その採取場

における砂利の採取に関する業務

につき、第三条に規定する事項を

管理するものとする。

2 採取管理者の職務に關し必要な

事項は、省令で定める。

第七条 砂利採取業者が採取管理者

を選任し、又は解任したときは、

省令で定める期間内に、省令で定

める事項を通商産業局長に届け出

なければならない。砂利採取業者

が自ら採取管理者となり、又はこ

れをやめたときも、同様とする。

第八条 砂利採取業者は、採取管理

者が旅行、疾病その他の事故によ

つてその職務を行うことができな

い場合に、その職務を行わせるた

め、あらかじめ、代理者を選任

し、省令で定めるところにより、

これを通商産業局長に届け出なけ

ればならない。

2 前項の代理者がその職務を行う

場合には、その法律及びこの法律

に基き省令の規定の適用について

は、これを採取管理者とみなす。

(公益の保護)

第九条 通商産業局長は、河川等以

外の土地の区域において、砂利の

採取のための土地の掘さく又は砂

利若しくは廢土のたい積により公

共の用に供する施設を破壊し、又

は農業、林業若しくはその他の産

業の利益を損じ、著しく公共の福

祉に反するとして認めるときは、砂

利採取業者に対し、その防止ため

に必要な措置を採るべきことを命

ずることができる。

2 採石法(昭和二十五年法律第二

百九十一号)第三十三條第二項か

ら第四項までの規定は、前項の規

定による命令に準用する。

(鉱業権者との協議)

第十条 砂利採取業を行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、砂利採取業者又は鉱業権者(租鉱区については、租鉱権者。以下同じ)は、事業の実施について、鉱業権者又は砂利採取業者に対し協議することが出来る。

2 採石法第三十四条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による協議に準用する。

第三章 砂利採取の許可等

(砂利採取の許可方針)

第十一条 河川法その他の法令(条例及び規則を含む)の規定に基づき砂利採取業者に対し砂利の採取又は採下の許可をするに当たっては、当該行政庁は、河川等の管理上その他公益の保持の上に支障がある場合を除き、砂利採取業の経営を考慮してこれをするものとする。

(採石権の設定区域及び存続期間の承認)

第十二条 砂利の採取が河川法及びこれに基づく命令(条例及び規則を含む)の規定に基づき行政庁の許可を要する土地について砂利の採取を目的とする採石権の設定を受けようとする者は、採石法第九条から第二十條までに規定する手続によつて設定する場合を除き、あらかじめ、当該採石権の設定区域及び存続期間について、当該行政庁の承認を受けなければならない。

第四章 雑則

(行為の効力)

第十三条 この法律の規定(第九条第二項及び第十條第二項において準用する採石法の規定を含む)によつてした処分、手続その他の行為は、砂利採取業者又は土地の所有者その他土地に關して權利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

よつてした処分、手続その他の行為は、砂利採取業者又は土地の所有者その他土地に關して權利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

ることが出来る。

(報告徴収及び立入検査)

第十四条 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、砂利採取業者からその業務の状況に關する報告を徴し、又はその職員に、その採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第十五条 第十條第二項において準用する採石法第三十四条第二項の決定の申請をする者は、一件につき千円以内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(公示)

第十六条 通商産業局長は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

(異議の申立)

第十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通商産業局長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をする

ることが出来る。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七章の規定は、前項の異議の申立に準用する。

第五章 罰則

第十八条 第九條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十萬円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、三萬円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二條の規定による承認を受けないで採石権の設定を受けた者

三 第十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十一条 第七條又は第八條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一萬円以下の過料に処する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において、政令で定める。

2 採石法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「岩石」の下に

「及び砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ)」を加える。

第七條中「岩石」の下に「若しくは砂利」を加える。

第十條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業(砂利採取法(昭和三十年法律第百九号)第二条に規定するものをいう。以下同じ)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 砂利の採取を目的とする場合においては、その土地が海浜地又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地であるとき。

第十條第二項中「保安林」を「河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十七條の規定に基づく命令の規定の適用を受ける河川附近の土地若しくは同法第四十八條の規定に基づく命令の規定の適用を受ける河川となるべき区域若しくはその附近の土地、砂防法(明治三十九年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地又は森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條の規定に基づき保安林として指定された森林、同法第三十條の規定に基づき保安林予定森林として告示された森林、同法第四十一條第一項の規定に基づき保安施設地区として指定された土地若しくは同法第四十四條において準用する同法第三十條の規定に基づき保安施設地区に予定された地区として告示された土地」に改める。

第十六條第一項第二号中「岩石」の下に「若しくは砂利」を加え、同項第三号中「岩石」の下に「又は砂利」を加え、同項第四号中「岩石」の下に「又は砂利採取業」を加え、同項第四号第一号及び第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

第二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

石」の下に「若しくは砂利」を加え、同項第三号中「岩石」の下に「又は砂利」を加え、同項第四号中「岩石」の下に「又は砂利」を加え、同項第四号中「岩石」の下に「又は砂利採取業」を加え、同項第四号第一号及び第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

在、年間七千万トン、金額にして約四百億円に上るのでありますが、これらの需要は、セメントの増産と相俟つて、年とともに増加の一途をたどる趨勢にあるのであります。しかるに、すでに、今年においてさえも、特に土木建築工事の集中する都会地方のごときは、その供給円滑を欠き、ために工事の進捗が阻害せられることも少くはないというのが実情であります。従つて、この重要な基礎物資の供給を確保し、各種建設事業の遂行を円滑ならしめるため、砂利採取業の健全な発達をはかることは、経済自立の上からも、また民生安定の見地からも、当面緊急の要務であると申さなければなりません。他面これら砂利採取のため、いやしくも河川を破壊して洪水氾濫の原因を作つたり、道路その他の公共施設に危害を及ぼしたり、あるいは農業その他の産業の利益をそこなうがごときものないよう、厳重な監督を加えなければならぬこともまた論議の余地のないところであります。しかるに砂利採取については、従来斯業を対象としてこれを規制または保護する法規を欠き、河川等を事業場とする事業者は河川法等に基づく都道府県令により単に河川等の管理の観点からのみ取り扱われており、その他地域に至つては、全然放任せられていた状態でありまして、公害防止の措置等をも未然に講じ得なかつたのであります。

本法案の提出は、砂利に関するこれらの要請にこたへがためでありまして、その内容を申し上げますならば、第一の点は、採取管理者を常置して現場における作業を監督することであり、すなわち砂利を採取するため他

に累を及ぼすがごときことのないよう、不測の監督とこれに基づく適切な処置を講ぜしめようとするものであります。

第二の点は、河川等行政庁の許可を要する土地以外の一般の地域における砂利の採取について、通商産業局長が公益保護のため必要な措置を命ずることができるようにしたことであります。従来はこれらの土地における砂利の採取については、前に申し述べた通り、何ら法令上の規制がなく、公害を未然に防止すべき適切な方途がとられていなかったからであります。

第三の点は、河川等における採取を許可する際には、砂利採取業の経営の立場を考慮してなすべき旨の規定を設けたことであります。それと申しますのも、従来河川等における砂利の採取は、もっぱら河川法等に基づく都道府県令によるものでありますが、往々許可期間があまりにも短かつたり、あるいはその区域が不明確であつたりまた同一区域に重複して許可せられる等、砂利採取業は著しく不安定な立場に置かれていたのであります。

第四の点は、一般の土地における採取に対して砂利採取のための採石権を認めたことであります。ただしこれらの土地における採取については、鉱業法や採石法のごとき事業法のよるべきものがなく、単に土地所有者その権利者との契約によるのほかにないため、その立場はすこぶる薄弱不安定であり、しばしば紛争を生じ、従つて有望な事業場であつても、みすみすこれを放棄しなければならなかつたり、あるいはまた採取料の不当な値上げを強要せられて、結局採取契約の更新が不可能となるなどの事例が少くないからであります。

以上本法案の提出理由並びにその内容に関する概要を御説明申し上げました。何とぞ御審議の上御賛同下さるよう御願ひ申し上げます。

○山手委員長代理 質疑に入ります。

○長谷川四郎君 本法案は各派共同の提案によるものでありまして、この際質疑及び討論を省略いたしまして直ちに採決せんことを望みます。またさらに本日各知事会の名をもつていろいろな反対の理由等が述べられておりますが、本法案はこれら一切を修正いたしまして新たに再提出したものであります。従つて、あらかじめその点等について皆様の御了解を得ておかなければならぬと思つたのでございます。そういう点に十分留意をいたしまして再提出いたしましたものでありますから、申し上げました通り直ちに採決せんことを望みます。

○山手委員長代理 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○山手委員長代理 御異議なしと認めます。よつて質疑及び討論を省略いたします。

○山手委員長代理 採決をいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

○山手委員長代理 御異議ないものと認めます。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○山手委員長代理 次に輸出品取締法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

○長谷川(四)委員 輸出品取締法の一部を改正する法律案に対しては、もうすでに質疑も済んでおりますので、この際討論を省略いたしまして採決せんことを望みます。

○山手委員長代理 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○山手委員長代理 御異議なしと認めます。よつて討論は省略せられまして、輸出品取締法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

○山手委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決するに決しました。

○山手委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決するに決しました。ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○山手委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○山手委員長代理 次に輸出入取引法の一部を改正する法律案及び繊維製品品質表示法案を一括議題とし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますから順次これを許します。

○加藤(清)委員 私ほただいま上程されております繊維製品品質表示法について二、三質問をいたしたいと存じます。この法案の趣旨とするところはきわめてけっこうなことと存じまして、

これほど繊維の材料が多くなりました折に、国民の皆さん、消費者の皆さんにその品質を明らかにして、用途であるとか処理の仕方等を国民に対してはつきり明示させるというところは、やがて品質から生ずる価格の問題についても正しい価格を国民に示すという結果に相なりますので、この精神とするとこれは私は大賛成でございますが、しかしこの法律に限らずいかなる法律でもさうでございますが、目的はよろしゅうございまして、その方法いかんによりましてはかえつて思わざる結果を招くことに相なるのでございませう。特にこの繊維品質表示、繊維検査等々のことは、すでに戦前から行われていたことでございまして、これが業界に大きな打撃を与えまして繊維製品の向上に阻害を来たしたことを私記憶しているのでございます。

○山手委員長代理 退席、首藤委員長代理 議長。

そこで国民の方々に便益を与えると同時に、われわれとしましては業界もまたこれを喜んで受け入れ、しかもその結果が国民に好影響を与えると同時に、日進月歩の繊維製品をより一そう進歩させる原因と相ならねばならないと存じます。もしそれが逆行するやうなことがあつた場合には、事前にこれを取り除くだけの用意なり準備なりは当然のことながらしておきたいことが、業界の指導育成強化をはからなければならぬ政府の任務であると存するのでございませう。

そこでこの二、三の観点に立ちまして二、三お尋ねしたいと存じますが、まず第一点、終戦後品質が表示されていなかった場合に、業者の間に一体い

なる不正が行われたか。そのおかげで消費者がどのように困難と不利益をこうむったかという点を、かいつまんででけっこうでありますから、ありましてら簡単に一つお願いいたします。

○永山政府委員　ただいまの加藤先生の御質問まことにごもっともでございます。まして、私の方も今お話のような気持ちと方針でこの法案の準備をいたして参ったつもりでございます。従いまして最初の政府側の原案については、いろいろな消費者の意見もむろん聞いておりますが、同時に業界各方面の意見

いろいろな聞きまして、でき得る限りその要望の妥当なものはこれを取り入れるという方針で、推敲に推敲を重ねて現在の結論まで達したのでございます。お話の、表示が行わないためにどういう不都合があるかという問題でございしますが、これは事の性質からいきまして、全般的な調査ということとはなかなか困難でございます。ただ先般綿糸につきまして一種の合理化カルテルができたのでございますが、これも結局従来の実情ではだんだんと混紡糸というものは特に粗悪な品物が多くなつてきておるということのために、関係の業者も迷惑をする向きも多うございますし、むしろこれを使う消費者の方也非常に迷惑を受けるという、そうした弊害がだんだん顕著になつて参りまして、業界でもこのまま放置しておくことが適当でないということになりましたので、先般の合理化カルテルというようなものが自発的にできたのでございします。そういうような一事をもつていたしましても、現在の繊維の発展の傾向からいたしますと、この際表示制度を何らかの形において確立をして

おくことが、すでにその時期に到達をして参つておる、かような判断で今回の法案を提出することにしたのであります。

○加藤(清)委員　ただいまの御丁寧な御答弁が、ちょっとうしろの騒がしさのために聞き取りにくかったのでございますが、そうすると不正があった、こうおっしゃるのでございますか。もしあったとすれば、その要点をこういう点をこういう点と、こういうふうに言っていただけないでしょうか。まことにおそれ入りますが……。

○永山政府委員　ただいまも答弁申し上げたのですが、事の性質上一般的な調査という問題は非常にむずかしいので、そういう調査はできておりませんが、最近綿糸につきまして、合理化カルテルを自発的に業界でやろうということになったのも、要するにそういう弊害がかなり顕著に出てたということで、業界自体が業界のためにもこれをやる必要があるというような認識から、そうした問題を取り上げることになった、こういう一事をとらえてみましても、そういうような時期に到達してきているのではないか。それから、これは散発的なことでございますが、たとえば毛織物とか綿製品とかにスフが相当入っているにかかわらず、オール・ウールものと称して売られているような事例も相当耳にいたすのでございます。またさらにそのほかの事情といたしましては、合成繊維その他の新しい繊維が出て参りまして、これは加藤さんよく御承知のように、繊維によつてはアイロンの当て方をかげんしなければならぬというようないろいろの問題がございますので、従つてそ

ういふような意味におきましても、品質の表示というものを的確に行うような慣習なり制度をできるだけ早く確立をしていくという必要を最近において特に感じて参つたというような実情でございます。

○加藤 満委員 大体わかりました
が、そうすると、業界の不正と申しま
しょうか、それは綿の方にもあれば、
スフにおいて、これをオール・ウール
というようにことで、毛の方にもあ
る。それから消費者の困難と申しま
しょうか、不利という点は、新しい化

学纖維がたくさんふえたので、その用途その他処理の仕方についてわからないで困る、こういう点であると承わってよろしゅうございますか。——それでは承わりますが、今度の用意されております品質表示法の纖維の範圍でございますが、それは何と何と何と適用されるのでございますか、簡単でけっこうでございます。

○永山政府委員　今度の法律といたしましては、別表できめてございますが、綿、毛、それからその他の化学繊維につきまして、糸、織物、メリヤス生地、あるいはそれらの製品にも一応の範圍は及ぶことにいたしております。但しこの法律そのものは漸進主義でいく、一歩々々漸進をしていくということとで、あまり範圍を初めから広げて適用していくつもりがございませんので、さしずめ私どもの考えといたしましては、綿、毛、スフ、この三種類のものにつきまして、生活必需的な色彩の強いもの、それからあるいはそれらの原料である糸、布地というようなものからだんだんと範圍を及ぼしていきたいという考えであります。

○加藤(清)委員　よくわかりました。

そうすると、材料として綿と毛とスフ、それからこれの第二次加工となりましよが、メリヤス、これは製品なんかにもやられるお考えでありますね。——そうすると、綿と毛とスフ、

メリヤスという話であります、品質表示をやらせる場所でございますが、これは糸のところでやりになられませんか、つまり紡績でやられまするか、機場でやられますか、それとも第二次加工のところでやられましょうか、どこでございますか。

○永山政府委員　これは建前は、原則として大体任意表示制で参りまして、強制表示制度というものはすぐには適用していかないつもりでございます。それで実際にこの表示をするということも、これは大体今申し上げたような任意表示制ですから、別に必ず表示をしなればならぬ、表示をしろというようなことにはいたしておりませんが、

大體表示の實際というものを想像してみますと、製造業者、メーカーが、糸なら糸については糸のメーカー、織物については織物のメーカーあるいは製品については製品のメーカーというメーカーの団体で大體表示をしていくということに實際問題としてはなろうか、かように考えております。

○加藤(清)委員　そのメーカーでござい
ますが、場所は紡績ですか、機場で
すか。糸の場合は紡績で、織物の場合
は機場で、メリヤスの場合は第二次加
工ということになりますか。

○永山政府委員　そういうことに実際問題としてはなろうかと思えます。この法律の上では表示義務者はだれかというのをきめておりませんから、販

売業者がたとえは自分で表示してもかまいませんが、実際には今お話のような糸については紡績、織物については機場というような関係になつてこようと思ひます。

○加藤(清)委員　そこでお尋ねいたしますが、具体的に言つてこういう結果になりますか。紡績でできました糸がかりに純毛である。ところが機場へ持つて参りまして、縦糸には純毛を使うけれども横糸にスフ五割の糸を使った、こういう場合がありますね。この場合はそのパーセンテージをここで編み出

して機場でつていく、こういう勘定になりますか。それはほんとうにできませんか、そこが問題なのです。

○永山政府委員　実際のやり方は、これは任意表示制でいくのですが、組合というものを主体にして、自発的な、自主的な申し合せで、お互いに自分たちのものは表示をしていこうじゃないか、あるいは検査を受けていこうじゃないか、

ないかということの申し合せをできる
だけ勵行さして、そして組合の検査な
り何なりを受けて表示をしていくとい
う建前でやっていきたいと思ってお
ります。従って今のお話のような縦糸に
毛糸を使い、横にスフを使うという場
合には、むしろ機場自体にどうい
うパーセンテージかということもわか

はずだと思えますし、それから組合の検査というものを自発的に受けていくということ、その検査を通じましてもの確に品物がわかってくるということになるかと思えます。

○加藤(清)委員 最初は任意表示でいいのだが、何か事が間違つたとかどうかとかいふことがあつた場合には強制検査をやる、法律によるところいふこと

とに相なっております。やがて強制検査をさせるのだ、私はこれを走り読みしているの何でありますか、そう解

釈してよろしくございませうか。

○永山政府委員 建前はあくまでも任意表示、任意検査ということに原則にいたしております。それでこれは申し上げるまでもなく、現在の状況からい

たしますと、いきなり国が用意もなく強制表示制度をしいてみても、実際にはなかなか的確に行われにくい実情

でございますから、従って業界の自発的な努力に期待をいたしまして、それ

には今申し上げたような毛なら毛の組合あるいは綿なら綿の組合がお互いに

申し合せをして自分たちのものは表示をしいて、あるいは組合の検査も

自発的に受けていくという形で、自発表示あるいは自発検査というものを

勵行していく。ただし何といまして

もアウトサイダーというものもございすし、あるいは組合員にしても多数いる場合には例外的には申し合せを破るとか、申し合せに服従をしないとかいうものも出てくるおそれもありますから、従って七、八割方そういう態勢になったにかかわらず、あとのごく少数のものが一般の秩序を亂し、そのために正直に表示をしているものがばかを見るというような事態になつて参ります場合には、強制表示制度というものをやむを得ず適用していくということにいたして参りたい、かように考

えておるわけでありませう。○加藤(清)委員 それで最初は任意表示でいく、ところがそれでうまくいかなかった場合は強制検査でいく、こういうお話ですね。そこでお尋ねいたしますが、いづれにしても綿に毛にスフ、これだけの検査を行なう、しかもそれが糸だけでなくて、織物にも、第二次加工にもやるといふことになりませう、この数量はえらい膨大なものになるはずでございますが、毛の方だけでも六十万俵、綿その次に化繊、糸の綿と織物の綿と第二次加工と、こう数えて参りますと、べらぼうの数字になりまして、これに強制検査をするといふことになりませう、一体どのくらい員数を御用意なさると果して完全にできるのでしょうか。この点計画は立つておるのでしょうか、おりませんか。

○永山政府委員 これは今申し上げましたように、私どもは建前はできるだけ自発的な表示でいきたい。どうしても必要やむを得ざる場合のみ例外的に強制表示を奨励するということになりませう、従つてどの程度の強制表示というものをいつ奨励することになるかという問題は、現在のところではちよつと予測ができないのであります、が、ただ一般の検査機構といふものは、今の検査ばかりでなく、民間の検査機構といふものも考えてみまうと、かなり普及いたしておるものであります。また現在の検査の状況というものを見ますと、なるほど製品の方、二次製品の方はあまり自主的の検査というものはまだ十分行われておりませんが、綿とスフ関係に至りましては、糸あるいは織物段階ではかなり内需品についても自発的検査というものは行われておるものであります。従つてこれらをさらに育成していくということになりますれば、それはほとんど新しいロードといふか、負担といふものはなしにやつていくけるのではないかと。二次製品につきましても、現在のところは輸出品の検査が大

体でありまして、内地品についてはまだ十分な検査が行われておりませんが、これから今回の表示制度というものが一つのきつかけになりまして、できるだけ自主的の検査、自主的な表示をやつていくという機運はかなり広まって参りますので、従つてこれを育成することによつてそれほどわれわれの心配したような負担なしにやつていくけるのではないかと、今の輸出品の検査機構といふものを考えてみまうと、全国的に約四百六十ほどあるものであります。かなり広範の検査をやつております。これを土台にして自主的に検査を進めていくといふことにいたしますれば、それほど新しい負担なしにやつていくけるのではないかと。○加藤(清)委員 時間がないうでありますから、私も要点をかいつまんで簡単に尋ねたいと思いますから、簡単に答えたいだけばけつこうであります。ただいまの検査機構があることは私もよく承知しておりますが、先ほどあなたのおっしゃいましたように、消費者に新しい繊維材料が加つてきておるから、その洗たくとか、アイロンの処理の仕方、あるいは品質、数量に今までは不正表示があるもので、それを正確にということになりますと、それは私の今の考えでは、当らずといえども遠からずといふところまではいけるだらうと思ひますが、純粋にといふところとはとうていできないのではないかと。それは業界が不正をやろうとしていけるのではなくして、日本の政府の業界に与える材料からして、それができない結果が生じてくるのではないかと。この折に、一体その表示の仕方を、どの程度ならば任意表示でいくか、どの程度いけなければ強制検査に持つていくかといふところが、問題になる点だと思ひます。なぜかならば、一例を申し上げてみましょうか。あなたがメリヤスとおっしゃいましたから、メリヤスに例をとります。メリヤスに裏毛と、この裏毛がございませう。と、この裏毛というシャツは、裏は毛でございませう。これは全部綿でございませう。これを裏毛といふので、何と綿を毛といふつもりで言うておるわけではないのです。しかし、裏毛の材料はとながめてみますと、これが悲しいことに、大体十番からせいぜい十六番ぐらいのものなんです。十番や十六番の糸は一体どういふ糸が材料になつてゐるか、糸の材料は何かと申しますと、これは新しいものにしても、多くのカード下やコーマ落ち以下のものと雑織が入つてゐる。なほ古いものになりますと、ボロを集めてきた反毛糸なんです。さてボロを集めた反毛糸を品質表示をするといふことが、果してどの程度可能かといふ問題でございませう、これをいかなる検査官がどのような検査をしますしよとも、正確に表示しようとするば、なるほど試験管の中へ入れて一々振るつておれば、それはわかるでございませう。ところがそんなことをやつておつたら、生産に検査が追つてきません。冬になつてもなお冬のシャツが店頭には並ばない、こういう結果が生じて参ります。いわんや、輸出シツピングしたものでも船積みするのに時間が間に合わなくなつちやう、こういう

結果が生じてくる。そうすると、業界はまあまあといふことで、抜き取り検査を簡単にやつて、それで済んじやうといふことになりませうが、この点は一体メリヤスについてお尋ねしますが、どのようにお考えでございませうか。○永山政府委員 現実にはお話のように、なかなかこまかい区別の困難なものが多いのでございませう。従つてこの表示制度の現在までのいき方は漸進主義で、まずできるところからやつていくといふことで、単に糸の組成ばかりでなく、品質の問題とか、染色だとか、いろいろな問題があるわけですが、そういうような問題も困難な問題は一応避けて、だんだんそういうものが確立をしていきましたら、この表示制度の中へ取り入れていくといふこととで、一歩々々前進の建前であつております。従つて先ほど申し上げたような綿であるか、毛であるか、あるいはスフであるかといふような区別だけを、さしづめのところは基準にして、その表示をさしていくといふいき方です。参りたい、かように考えております。○加藤(清)委員 ほんとうに国民の皆様がアイロンから洗たくのことまで適する表示をしようといふならば、これは徹底的にやらなければならぬと思ひます。そうでなければかえつてその表示をする結果に相なると存じます。この点で私も一つどうしてもお尋ねしたい点は、輸出の場合にはそれほどございませうが、内地消費に回されます紡毛製品、たとえば毛布であるとかオーバー生地のごとき、これは全部新毛糸で作られるなんといふことはまず皆無というてよろしいのでは

ないか。新毛糸で紡毛製品が全部作られたというものは、これはほとんど輸出に回される。ところで内地のものの材料を考へてみますと、これがほとんどショディヤラグでございませう。これに新毛糸はナイロンだとか化繊の長繊維を加えてありますけれども、その周囲は全部反毛糸でございませう。この反毛糸のショディヤラグが、ほとんどアメリカからきた中古衣料であるとか、日本全国から集めたボロであるとかいうことでございませうが、このショディヤラグの中に、すでにナイロンがあつたり、ビニロンがあつたり、あるいはアセテートあり、純毛あり、あるいはまたここに同じ純毛でも新毛糸あり、古い毛があり、こういう勘定なんです。それを寄せて集めてガーネット・マシンにかけて、それから出た綿を引いた。こういう糸で織られたものがオーバー生地であり、毛布生地である。こういうことでございませうが、これは一体いかに正直に表示しようとする者が考へてみても、これは一体どう表示するとしてよろしゅうございませうか、この点をお教へ願ひたい。

○永山政府委員 先ほど申し上げましたように、同じ糸の中でも、たとえば純綿、純毛と申しましても、糸の品質それぞれ千差万別であることはお話の通りであります。今回の表示制度では、そこまでの区別を一度に法律の対象にするというとは非常に困難でございませうので、だんだんと表示制度の完璧を期して参りたいと思ひます。一歩々前進をするという建前から、今のお話のようないろいろなものがまじつておるといふような場合にも、結局その純毛であるか、あるいは混綿で

あるかという区別だけをするというのを考へて、さしずめの対象にいたしております。なおお話のような、特に紡毛のような、純毛であつても、たとえば糸の古い新しいということによつて、非常に強さ、弱さ、あるいは品質のよさというものが異なるようなものにつきましても、これは特に強制表示というふうな問題につきましても、その対象として取り上げることが適當なからう、かように考へております。

○加藤(清)委員 従つてそれは取り上げられない、こういうことでございませうか、メリヤスの裏毛のシャツは取り上げない、対象としない、それから同じ毛織物とおっしゃいますけれども、紡毛製品は対象として取り上げない、こういうことでございませうか。

○永山政府委員 ただいま申し上げましたように、純あるいは混というような区別は、任意表示制のものとおいてはしてもよろしいし、しななくともよろしいという制度でございませうから、これは任意表示の場合にはむしろ対象になるわけでございませう。強制表示の問題としては事柄がなかなか技術的に困難なことでございませうから、従つてそれらのものをさしずめ対象にするということは、私も現在はその考へは持ち合せておりません。

○加藤(清)委員 これを国民の要望をされておるようにはつきりせよ、こういうことになりなすならば、日本の織維の構造というものをすっかり変えて、もっと毛もたくさん買ひ込め、それから新綿もどんどん買ひ込め、こういうことをやっていたらだかなくて、できないわけなんです。鉄みたいにしな鋼とスクラップを入れたら、これで質

がよくなるというものならばよろしゅうございませうけれども、これは古いものを入れれば入れるほど、見ればよくできても、強力が少いとか、あるいはすぐに毛足が落ちてしまふという結果が生じてくるわけでございませうので、そうするとただいまの状態では、新しい糸で作つたもののみ、こういうふうな解釈してよろしゅうございませうか。

○永山政府委員 今さような断定的なことは申し上げかねるのでございませうが、この法律にございませうに、どういふ品物について適用していくか、任意表示制度にいたしまして、あるいは強制表示制度にいたしまして、どういう品物について適用していくかというふうな点は、繊維表示制度審議会というものにそれぞれその道の専門家を委員に委嘱いたしまして、そこで十分議論を重ねていただくつもりでありますので、それによつて妥協な結果を得て参りたい、かように考へております。

○加藤(清)委員 それは審議会にかけられることはけっこうなことではございませうが、新しい糸のみということになりまして、新しい糸を正確に表示しようということになりますと、これまた私は問題が多いと思ひます。なぜならば、ほんとうに消費者に親切にしようということになれば、同じ綿でございまして、エジプト綿と米綿と印綿とでは、綿は綿でもまるきり違ひます。それから毛でも、豪州のメリノの七七Bとアルゼンチンの羊毛とではまるきり違ひますし、それに内地羊毛ともなりまして、これはがりがりでございまして問題にならない。値段もすつ

かり違ふ。ところがこれを十ば一からあげて、純綿、純毛ということになると存じますが、そうなりますと、お酒はお酒だけれども、特級酒もどろくも一緒だということと同じことになりませう。この点はいかがなものございませう。

○永山政府委員 先ほど申しましたように表示というものは、今のうちに繊維の種類なりあるいは進んでは産地なり、その他そうした糸の問題ばかりではなく、染色あるいは加工の問題にしても防水防縮、いろいろな問題がございませうので、そういう点をくまなく表示をするということは、むしろ一番望ましいのでございませうが、ただ一度になかなかそこまでいくことが困難でございませう。従つてまず純綿であるかあるいは純毛であるかというように、ごく第一歩のところからさしずめ表示制度を適用して参りまして、漸次希望すべきラインのところまで到達して参りたい、かように考へております。

○加藤(清)委員 そうすると結局名前を表示するくらいのことでは、ほんとうの品質を表示するところまではいかない、こういう程度でございませうか。

そう解釈するよりほかに手はないのです。それではお尋ねしますが、この法律が行われることによって、紡毛製品のように反毛糸を使うのはオミツトだ、毛と綿とスフだ、これは主として新しい糸で作つた方面に向けられる、こういうことになりませうと、どちらかという良質の物だけということにもなりかねないと思ひますが、そうになりました場合に、この表示をするこ

とはふえるとお考へてございませうか、減るとお考へてございませうか。

○永山政府委員 この表示制度は現状あるがままに表示をさせるということではございまして、これによつて直接純毛製品がふえるとか、あるいは混紡製品がふえるという直接のつながりはなからう、かように考へます。

○加藤(清)委員 それは直接のつながりはないけれども、計画を立てる者の身になってみれば、当然その前にこういうことをすればどのような結果が生ずるかというところは考へておかねばならぬ。そんなことよりも、繊維局長はすでにちゃんと見通しを立てておるはずでございませうけれども、言いくればつけようです。

それでは私が言ひますが、新しい糸、よい糸で作つたものだけにこれを適用いたしますと、必ず純綿、純毛の消費率はふえる。これは業界の人もししく言つてゐるところでございませう。なぜならば、日本の国民は今なお、化繊がよくつたといへども、ナイロンを別にすればほとんどその他のもの、特にスフあたりをはつきりさせれば、スフに対する印象というものはさほど直つておりません。戦時中のべたべたの糸、戦前の糸の水につけたらすぐやわらかくなる糸、こういう第一印象が強いので、今もなお純綿、純綿という言葉にあつては抱いてゐる。金があればあるように、なければないやうにあつては抱いてゐる。それがはつきりと表示されて参るということでは、やがて無理算段してもなお純毛が買ひたいということになって、財布の中のある高で物を買ふ階級は別といたしまして、そうでなくて、綱を好

み、流行を好み、マークを好み、また銀座の種族のように値段がことに高ければいいんだ、こういう階級が今日なおたくさんある。こういうようなところでは、おそらく繊維業界では純綿、純毛の消費率がふえる。そうなりますと、せっかく化学繊維五カ年計画でこれを御奨励なさつても、足には靴下のナイロンだけは羽がはえたように売れますが、その他のものは一向に売れないという結果が生じて参ります。ところが業界としては材料を与えられるからやむなく作らなければならぬといふことになつて、ここにストック品のできるおそれが十分あります。従つて政府の方針にもどる結果が生じてくる。つまり繊維製品五カ年計画でこれを奨励しようとする、業界ではせっかく材料がないから与えられたスフその他で作つた糸、織物がなかなか売れ行き困難という結果が生ずると存じますが、これが杞憂であらばけっこうですが、やつてごらんない、必ず出ます。これはもう間違いないこととす。そこでこれに対する施策というものをぜひ研究しておいていただきたい。すでに御研究済みのことと存じますが、これだけはぜひやつていただきたいと存じます。そういう研究はいかがでございませうか。

○永山政府委員 スフにつきましては、戦時中と現状におきましては、品質におきまして非常に改善をいたしているのをごさいます。今日においてはスフが代用繊維であるということと必ずしも譲渡をする必要のないほどに進歩をしていると考えております。従つて今回の表示制度につきましても、むしろ化繊関係のところをきわめて積極的でございます。進んでスフはスフという表示をしてもらいたいという希望がかなり強く出てきているのをごさいます。むしろお話のような面あるいは毛に対する郷愁というのも一面にはあることは事実でございます。従つてスフの品質の改善をしてきております現状におきましては、この表示制度と並行をして、一般の国民に宣伝いたしますか、啓蒙いたしますか、そういうような措置を従来以上に並行してとるということが当然必要だろうと思ひます。従つてその措置は並行してとつて参りたい、かように考えております。

なおお話のような純毛に対する郷愁といひますか、そういう関係で純毛として売っている中には、純毛に対する郷愁を利用いたしまして混紡品を純毛という名で売っているものも多いのをごさいます。従つてそういうような点も相当高価な品でございますから、純毛は純毛として品質を保証するといふような制度が必要ではなからうか、かように考えております。

○加藤(清)委員 私はこの法律が行われた後に起る副作用と申しましよう。この原因から当然生じ得るところの結果を予想して、施行し得る範囲内においてこれに手当を加えておかなければならぬ、またそれをするのがわれわれの任務である、こう考えますゆえに、あともう二、三点だけお尋ねしたいと存じます。その一点はまず消費者に便益を与えるためにはつきりと表示するといふことでございますが、これはけっこうでございます。ところでこの表示をかりに行なつたといひまして、先ほどの繊維局長さんのお話の洗たくやアイロンの場合に便利を与える、こういうことでございますが、そういう頭を持つほどの人はおそろく自分で洗たくをやらぬ。洗たく機をもつて女中さんにやらせたりあるいはクリーニング屋に出しちゃつたりする結果になります。オール・ビニロンだとかオール・アセテートといふものならば、これはその通りでございます。いましめよう。しかし今日オール・ビニロン、オール・アセテート、オール・ナイロンだけではありますけれども、その他のものでオールといふものはほとんどないやうで、交織されているやうでございます。このものも洗たくなりあるいはアイロンなりを的確にやらせるには、クリーニング屋の設備も改築しなければならぬことになつて、それからまた買つときは覚えていてもそれが途中から忘れてしまつて、女中さんや実際に洗たくやアイロンをかける人たちはそんなことはおかまいなしにやつちゃう、こういうことになりかねないかと存じますが、品質の表示がどういふ形式で末端にまで、事実処理をする人に行き届くやうになさうとしたいらうしやるのか。これはいかがでございませうか。

○永山政府委員 表示制度を変更して、むしろナイロンはナイロン、ビニロンはビニロンの取扱ひといふのは並行して啓蒙あるいは宣伝措置といふものが必要でございますが、現在御承知のやうに、各メーカーそれぞれ自己の販路を広げる、確保するといふ意味において、その意味で宣伝なり啓蒙はやつておられるのをごさいます。従つてこの表示制度といふものを並行することによつて、ビニロンがどれだけ入っている、あるいは純毛でなくてスフが入っているといふやうなことで、取扱ひの問題もおのずから消費者としては考へてくるということになると期待したいのでございませう。

○加藤(清)委員 それではもう一つ、消費者が一番望むところは品質がはっきりされるということ、もう一つはごまかされないといふこととございませうが、ごまかされないといふことの内訳を調べてみますと、不当な値段で買われない、こういうことと存じます。不当の値段で買われないことが品質表示だけで完成できるかと申しますと、さうではございません。ここにほんとうに政府が消費者のために安くてよりよい繊維製品を提供なさうとお考へになるならば、そのお考へをぜひ実行に移していただきたい問題でございます。それはほかでもございませうが、綿は今安くなりました。コストを割る程度になりました。しかし片や毛だけは依然として高値を呼んでおります。これは私のお考へ方からいけば、当然にボンド当りまだ二割程度は安くしても決して紡績はコスト割れにはならないと考へます。特に今年度のこの間六月三十日でもつて戸を閉めました豪州相場、これで買いつけました日本の糸、これから考へますと七十七Bでもつてもなお最高百三十六ペンスでございますが、最低は百十六ペンスなわけです。もっと悪い糸になりますと、百ペンス台を割つてゐる。メリノの百七十一B、それから雑種の四百三十三B等々になりますと、百ペンス台を割つちやつてゐる。ところがこれがイギリスの工場に行きますといふと、紡績から出ますときはボンド以下でございませう。つまり千円以下でございませう。ところが日本の紡績から出ましてこれが上場されますといふと、きのうきよの相場でもなお千五百円から千二百円の相場を上回つてゐるやうでございませう。一体どうしてそんなに違いが生ずるのか。これなるがゆえに、綿の方で欠損したといふても毛の方で並行してやつてゐる会社はみなそちらで穴埋めができてゐる。穴埋めどころか、もうかつて、かつて四割の配当をやつてゐる。こういう景気が終戦後ずっと続いてゐるやうでございませうが、ほんとに消費者に安くてよいものを与えるといふならば、当然のことながらこの値段を下げさせる操作をしなければならぬと存じます。これを下げることはやがて日本の消費者のみならず外国からでも歓迎を受けることなす。なぜならば、日本の輸出は毛製品がダンピングだダンピングだと言われている、イミテーションだ、イミテーションだと言われている。ところがダンピングといふことは内地相場と輸出相場を比較しての話でございます。これを内地相場を安く引き下げることによつてダンピングという悪名も解消できるはずなんです。これを事前に行われたいといふことが最も日本国民に恩恵を与える第一の仕事ではないかと存じます。これがやがて相場も喜ぶことになる。原料高の製品安で困つてゐる相場も救ふことになり、最終仕上げ部門を救ふことにもなるわけでありませう。やがて買ひ入れたものが高くして、そうしていいよこれを売るときには、安く下げさせられて困つてゐる商社を、問屋を、小売りを救ふことに相なりますが、一体いかがなものかと

ざいしょう。

○永山政府委員 表示制度は別段特に価格の問題とは直接のつながりはないと存じます。従って表示制度によって価格を調整するということは考えておりませんが、お話しのような現在問題の価格はその繊維製品の時とときによつて高いときもありまゝし、安いときもございいます。少しく以前は毛織物も相当値段が低いという事で困つた時代もあつたのであります。毛製品の問題は繊維の供給政策から見ました自給度の向上という問題がからんで

るようでございますが、これの増産計画と申しまゝし、これを一つ資料をもつて御発表願ひたいと存じます。これはきょうでなくともよろしうございいます。

の価格の問題は自給の向上の線というものとにらみ合せながら、これに対する処置を講じていきたい。結局ビニロンなりナイロンなりあるいはその他毛の分野にかわるものがだんだんと出て参りますならば、毛の方の価格の問題に対する解決にもなるという考えもあるものでございいます。結局問題は一つにしては足らないので、原毛の輸入の問題もございいますし、それから化粧織の、特に合成繊維の対策の問題もござい

それから次に、きょうはもう一点だけ御無礼したいと思ひますが、このことが行われますことによつて大紡の方は助かりますが、新紡、新々紡は非常な苦境に追い込まれると存じます。それはすでに御承知の通り新紡、新々紡は、いろいろな面、金融から税制から、すべての面で窮境に追いやられてしまつて、倒産していく新紡、新々紡が多いし、系列の中へ入らなければ食

の価格の問題は自給の向上の線というものとにらみ合せながら、これに対する処置を講じていきたい。結局ビニロンなりナイロンなりあるいはその他毛の分野にかわるものがだんだんと出て参りますならば、毛の方の価格の問題に対する解決にもなるという考えもあるものでございいます。結局問題は一つにしては足らないので、原毛の輸入の問題もございいますし、それから化粧織の、特に合成繊維の対策の問題もござい

つていけない紡績が出てきておりますが、これに繊維製品品質表示の追い打ちをかけられまゝと、さなきだに困つてゐるこの業界を一そう困らせるという結果になると存じます。これに対する施策をぜひ行なつていただきたいのですが、その一例を御参考に供しますと、こういうことです。大紡の方は外貨の割当の面からいまして、新紡、新々紡よりも非常に有利に与えられております。新紡、新々紡は不利なるがゆゑに非常に条件が悪くて数量も少く、ワケがかけられております関係上、ここにやむなくカド下、コーマ落ちの材料を買つて糸を引かなければなりません。毛の方でいけばくす糸を買つて糸を引かなければなりません。やがて材料が足りないで、ここへスフないしはその他の化学繊維を入れて食ひ延ばしをしておるといふのが実情でございます。N紡のように半年間も一年間もの材料をかかえてぬくぬくとやつてゐるといふ会社が片方にあるかと思へば、食ひ延ばし食ひ延ばしで

の価格の問題は自給の向上の線というものとにらみ合せながら、これに対する処置を講じていきたい。結局ビニロンなりナイロンなりあるいはその他毛の分野にかわるものがだんだんと出て参りますならば、毛の方の価格の問題に対する解決にもなるという考えもあるものでございいます。結局問題は一つにしては足らないので、原毛の輸入の問題もございいますし、それから化粧織の、特に合成繊維の対策の問題もござい

まぜものをしてやつていかなければならないという会社がここにある。ところがいい材料を買ふときには外貨がストリートにもらえますが、悪い材料を買ふときには、これは優先外貨だの何だのといふことで、中にいろいろの思惑や何かがあつて、すでに材料を買う外貨が少い上に、これは非常に高値につくといふ窮境に置かれてはつきりございいます。これらのものがはつきりと品質を表示されることによつて、日本人の、先ほど申しましたノスタルジアとプラス・アルファがつきまゝして、一そうこの品物が売れ行き不振ということに相なる。機場の方では新しい糸だけが買ひたいのだけれども、この糸も買ひたいと新しい糸をくれないうから、抱き合せでやむなくこれを買ふ、これを織らなければならぬ。この製品はやがてものが悪くなる。ところが大紡の自家用機だけは純粋な糸だけで仕事ができる、こういうことになつていくわけでございます。これはやがて新紡、新々紡を一そう窮境に追いやる、こういう結果が生じて参るわけでございますが、これは一体どのよう

の価格の問題は自給の向上の線というものとにらみ合せながら、これに対する処置を講じていきたい。結局ビニロンなりナイロンなりあるいはその他毛の分野にかわるものがだんだんと出て参りますならば、毛の方の価格の問題に対する解決にもなるという考えもあるものでございいます。結局問題は一つにしては足らないので、原毛の輸入の問題もございいますし、それから化粧織の、特に合成繊維の対策の問題もござい

いうことで、新紡、新々紡いづれも表示をやつておることでございます。法律の表示制度というものが一般の場合におきましては、何といつても一般の消費者は、名の広まつてゐる大紡のものをとかく買ふといふことになりがちでございますが、表示制度施行後におきましては、中小紡のものも、これは純綿である、これは純毛であるといふことの表示によりまして、相当程度信用度が高まつてくるという面もございいます。従つて表示制度によつて特に中小紡が不利なことになるといううなことは私はない、かように思つております。

の価格の問題は自給の向上の線というものとにらみ合せながら、これに対する処置を講じていきたい。結局ビニロンなりナイロンなりあるいはその他毛の分野にかわるものがだんだんと出て参りますならば、毛の方の価格の問題に対する解決にもなるという考えもあるものでございいます。結局問題は一つにしては足らないので、原毛の輸入の問題もございいますし、それから化粧織の、特に合成繊維の対策の問題もござい

ただ割当制度の問題につきましてもは、見方によりまして、たとえばこれは御承知のことだと思ひますが、内需の原綿の割当というものを考へてみますと、むしろ中小紡には多少特典的な措置を講じておることでございます。座ぶとんと申しまして、基礎控除的なものを中小紡に講じておること、結果的にはこれは中小紡に相当の利益になるといううなこともございまして、必ずしも一概に現在の割当方式が中小紡にのみ不利だということとは断定しがたいと思ひます。ただ一面において輸出振興の立場から、輸出リソク制をとつておるといふ結果、中小関係のものが比率的その恩典に浴することが少いという面は事実でございます。従つて輸出振興の面ともならみ合せしながら、この辺の調整を今後漸次して参りたい、かように考へております。

の価格の問題は自給の向上の線というものとにらみ合せながら、これに対する処置を講じていきたい。結局ビニロンなりナイロンなりあるいはその他毛の分野にかわるものがだんだんと出て参りますならば、毛の方の価格の問題に対する解決にもなるという考えもあるものでございいます。結局問題は一つにしては足らないので、原毛の輸入の問題もございいますし、それから化粧織の、特に合成繊維の対策の問題もござい

○山手委員 先般来審議をされております輸出入取引法の一部を改正する法律案に對しまして、修正案を提案したいと思ひます。

の価格の問題は自給の向上の線というものとにらみ合せながら、これに対する処置を講じていきたい。結局ビニロンなりナイロンなりあるいはその他毛の分野にかわるものがだんだんと出て参りますならば、毛の方の価格の問題に対する解決にもなるという考えもあるものでございいます。結局問題は一つにしては足らないので、原毛の輸入の問題もございいますし、それから化粧織の、特に合成繊維の対策の問題もござい

た。この際提出者より趣旨弁明を求めます。山手満男君。

○山手委員 先般来審議をされております輸出入取引法の一部を改正する法律案に對しまして、修正案を提案したいと思ひます。

○山手委員 先般来審議をされております輸出入取引法の一部を改正する法律案に對しまして、修正案を提案したいと思ひます。

た。この際提出者より趣旨弁明を求めます。山手満男君。

事項を定めるとともに、「を削り」、「当該仕向地に輸出すべき当該貨物の国内取引」を「特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引」に改める。

第十九条の四の改正に関する部分中「に改め、」を「に改め、同条第二項中「所屬員（輸入組合を直接又は間接に構成する者をいう。以下同じ。）」を「組合員」に改め、」に改める。

第二十八条第一項中「次の各号の一に該当する場合に限り、」及び第一号から第四号までを削る。

第三十四条第一項及び第二項中「の同意を得なければならない。」を「に協議しなければならない。」に改める。

以上のような修正案を提出したいと思ひます。輸出入取引法の審議も大詰めでございまして、明日は採決をされるようでありますから、本修正案にぜひ御賛成を願ひ、政府原案を修正していただきたいと思ふ次第であります。

○首藤委員長代理 伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 ただいま山手君から法案の審議の最中に修正案を御提出になりましたが、これはどうも少し早まったように私は思つておるのであります。本法案はきわめて重要な法案でありますので、社会党派からも当然修正案が提出されることになります。

従つて私ども一応の政府案の審議を経て、しかる後に修正案を提出する、これが順序であります。そういう経過をとうろと思つておりましたところが、山手君の方からいち早く修正案をお出しになりましたが、私どもの方からも

一応政府案の審議を終わつたところで出そうと思つております。従つて明日でも私どもの方から提案しようと思ひます。あわせて修正案と政府案とともに審議されるようにして、本日はこの程度でこの法案に対する審議を留保しておいていただきたい。こう思ひます。

○首藤委員長代理 了承いたしました。それでは明日社会党から修正案の提出をお願いいたします。

午後零時三分散会

〔参照〕

砂利採取法案（首藤新八君外六名提出）に関する報告書
輸出品取締法の一部を改正する法律案（山手満男君外七名提出）に関する報告書

〔都合による別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月十六日印刷

昭和三十年七月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局